

人を対象とする生命科学・医学・薬学系研究の倫理審査業務手順書

(目的)

第1条 神奈川県薬剤師会(以下 本会)倫理審査会(以下 審査会)は、本手順書を定め、運用するものとする。

2 本手順書は、本会における審査会の倫理審査に関する手順を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 本手順書は、本会が次の各号について審査を行う際に適用する。

- (1) 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号、令和4年3月一部改正)の適用範囲に該当する研究であり、本会会員において実施されるもの
- (2) その他、審査会が必要と認めた研究

(用語の定義)

第3条 本手順書における各用語の定義は、特に定める場合を除き、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の定めるところによる。

(審査会等の設置および情報の公表)

第4条 本会会長は、人を対象とする生命科学・医学・薬学系研究を倫理的及び科学的観点から審査するため、審査会及び審査会事務局を設置する。

- 2 本会会長は、審査会の次に示す事項について、倫理審査委員会報告システム(厚生労働省)にて年1回以上公表する。
- ・ 組織及び運営に関する規程
 - ・ 審査員名簿
 - ・ 審査会の開催状況(審査日、開催場所、審査員の出席状況、会議の審議時間等を含む)
 - ・ 審査の概要(ただし、審査会が非公開とすることが必要と判断したものについてはこの限りではない)

(審査会等の組織)

第5条 審査会は理事会が選任した次の者5名以上をもって組織する。また、審査会には本会に所属しないものが複数含まれ、かつ男女両性で構成されなければならない。

- (1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者
 - (2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者
 - (3) 一般の立場を代表する者
- 2 委員長及び副委員長を、審査員の互選により選任する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは職務を代行する。
- 4 審査員の任期は3年とする。欠員が生じた場合には委員を補充するが、任期は前任者の残任期間とする。
- 5 審査会事務局員は本会職員より2名以上で構成する。
- 6 審査員及び審査会事務局員は、職務上知りえた情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後、同様とする。
- 7 審査員及び審査会事務局員は、審査等に必要となる教育・研修を継続的に受けなければならない。

(審査)

第6条 審査会は、以下の最新文書を研究責任者から入手しなければならない。

- (1) 倫理審査申請書(様式1)
 - (2) 研究計画書(別添1)
 - (3) 説明文書、同意文書、同意撤回文書
 - (4) 利益相反自己申告書(様式2)
 - (5) 研究責任者の経歴書(様式3)
 - (6) 倫理審査申請チェックリスト(様式4)
 - (7) 研究倫理に関する研修修了証のコピー
 - (8) その他委員会が必要とした資料
- 2 委員長または委員長が指名した審査員は、申請研究が審査会の適用範囲か否かを判断し、適用範囲ならば審査する。
- 3 審査会は原則として、年4回{5月(申請書等の締め切り:4月10日)、8月(同:7月10日)、11月(同:10月10日)、2月(同:1月10日)}に開催する。ただし、申請状況に応じて開催しないとすることができる。
- 4 審査会事務局は、開催通知を1ヶ月前、及び必要な審査資料を1週間前までに委員へ送付する。
- 5 審査会は、次の観点から申請研究を審査する。
- (1) 社会的及び学術的意義を有する研究を実施すること。
 - (2) 研究分野の特性に応じた科学的合理性を確保すること。
 - (3) 研究により得られる利益及び研究対象者への負担その他の不利益を比較考量すること。
 - (4) 独立した公正な立場にある倫理審査委員会の審査を受けること。
 - (5) 研究対象者への事前の十分な説明を行うとともに、自由な意思に基づく同意を得ること。
 - (6) 社会的に弱い立場にある者への特別な配慮をすること。
 - (7) 研究に利用する個人情報等を適切に管理すること。
 - (8) 研究の質及び透明性を確保すること。
 - (9) 研究者の利益相反に関する状況
- 6 審査会は審査員の過半数かつ5名以上が出席し、第5条の規定を満たすことを成立要件とする。
- 7 審査会は、審査対象の研究に関わる研究者等及び研究機関の長を、審議及び採決の場に同席させてはならない。ただし、研究の説明及び質疑応答等のため、研究者等を会議に出席させることはできる。また、審査の対象、内容等に応じて、有識者に意見を求めることができる。
- 8 審査会の判定は次の各号とし、判定は原則として全会一致をもって決定する。ただし、委員長が認めたときには、出席委員の3分の2をもって採決する。この場合、審査会事務局は少数意見を審査録に記録する。
- (1) 承認
 - (2) 不承認
 - (3) 継続審査
 - (4) 停止(研究の継続には更なる説明が必要)
 - (5) 中止(研究の継続は適当でない)
 - (6) 非該当
- 9 審査会事務局は倫理審査報告書(様式5)を作成し、研究責任者へ提出する。
- 10 判定が「継続審査」の場合、研究責任者は申請書等を修正し、原則1か月以内に提出する。
- 11 審査会は、他の研究機関が実施する研究について審査を行った後、継続して当該研究責任者から当該研究

に関する審査を依頼された場合、審査を行い、意見を述べなければならない。

(記録の保存)

第7条 本会会長は、審査会が審査を行った研究に関する資料について、当該研究の終了について報告される日までの期間、審査会事務局の鍵のかかる保管庫に保管しなければならない。侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う研究で介入を行う研究の審査資料においては、終了報告日から5年間適切に保管しなければならない。

(迅速審査等)

第8条 次のいずれかに該当する審査について、委員長が指名する審査員による迅速審査を行うことができる。なお、委員長は迅速審査の結果について、次回の審査会で報告する。

- (1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
- (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
- (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
- (5) 公衆衛生上における危害の発生と拡大防止のための緊急の研究

2 前項(2)に該当する事項のうち、研究の適正な実施を図ることに影響しない、研究者等の職名・氏名の変更については、報告事項として取り扱うこととする。

(申請手数料)

第9条 第2条第1号及び第2号における1件あたりの申請手数料について、申請者が本会会員の場合は11,000円(税込)、非会員の場合は33,000円(税込)とする。

(改廃)

第10条 本手順書の改廃は委員会の審議を経て、会長の決裁によるものとする。

附 則

- 1 本手順書は平成28年12月15日から施行する。
- 2 平成29年2月28日倫理指針一部改正に伴い、平成30年2月1日一部改訂。本手順書は平成30年2月1日から施行する。
- 3 平成31年4月1日倫理審査会設置に伴い、一部改訂。
- 4 令和2年3月19日一部改正、令和2年4月1日から施行する。
- 5 令和3年3月23日倫理指針統合に伴い、令和4年5月26日一部改訂。本手順書は令和4年6月1日から施行する。
- 6 令和4年11月2日一部改正、令和4年11月2日から施行する。